



質問

2024年（令和6年）4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、マンション管理業者として、どのような点に留意すれば良いか。



回答

マンション管理業者として、以下の点に留意する必要がある。

令和6年4月1日施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

（令和3年法律第56号）により、事業者は社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の提供を行うことが義務化された。

マンション標準管理委託契約書コメント13 第13条関係①【抜粋】では、「管理業者は、管理組合から、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の提供に関する助言を求められた場合には、地域包括支援センター等の支援施設の役割や連絡先に関する情報を提供するなどの対応を行うこと。」としている。

また、同改正に伴い、障害者差別解消法に基づく基本方針も、令和5年3月に改正され、同年11月に国土交通省所管事業における対応方針も見直され、この対応方針の中で、不動産管理業における「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の具体的な事例が挙げられている。

◆国土交通省所管事業における対応指針

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001733879.pdf>

【ご参考】「3具体例（不動産管理業）」

- （1） 不当な差別的取扱い
- （2） 合理的配慮

<ご利用上の注意>

○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。

○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。

個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。

○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。